

大阪大学コアファシリティ機構研究基盤共用機器学外者利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学コアファシリティ機構（以下「機構」という。）規程第11条の規定に基づき、機構の定めるリユースシステム並びに研究設備・機器共通予約システムに登録されている機器（以下「機器」という。）を学外者が利用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(登録機器)

第2条 機構において利用に供する機器は、共創利用部門が別に定める。

(休業日及び利用時間)

第3条 機構の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から1月3日まで
- (3) その他共創利用支援部門長（以下「部門長」という。）が特に必要と認めた日

(利用者の資格)

第4条 機器を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、部門長が適当と認めた者とする。

(機器管理責任者)

第5条 機器ごとに機器管理責任者を置き、当該機器を設置する部局に所属する教職員のうちから当該部局の長が指名した者をもって充てる。

(利用方法)

第6条 機器の利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者が、自ら機器を操作して測定等を行う方法。ただし、機器の利用は、機器管理責任者の指導のもとに行わなければならない。
- (2) 利用者が、機器による測定等をセンターに依頼する方法

(利用手続き等)

第7条 機器の利用手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号の利用方法で機器を利用しようとする者は、別紙書式による「大阪大学 研究設備・機器共通予約システムユーザー登録申請書」を機構に提出し、その承認を得なければならない。
 - (2) 前号の申請は、利用料支払いについて責任と権限を有する者（以下「利用責任者」という。）が行うものとする。
 - (3) 前条第1号及び第2号の利用方法で機器を利用しようとする者は、必要に応じて機器管理責任者に事前相談を行った上で、利用承認を得なければならない。なお、この他に必要な手続き等については、機器ごとに別に定めるものとする。
- 2 機構は、前項第1号の申請を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 第1項第1号の利用申請を承認された利用者が、機器を利用するときは、申請時に取得

したユーザー I D 及びパスワードを用いて、機器利用予約システムによってあらかじめ機器利用の予約を行わなければならない。なお、予約方法に関して必要な事項は、別に定める。

4 前項の利用者は、機器の利用予約を変更又はキャンセルする場合は、速やかに機器利用予約システム上で予約内容の変更又は削除をしなければならない。

5 第3項のユーザー I D 及びパスワード管理の責任は、利用者が負うものとする。

6 第3項のユーザー I D 及びパスワードの利用期間は、次のとおりとする。

2年間（4月1日～翌々年の3月31日）、年の途中で申請を行った場合には、承認日の属する年度から起算して2年目の3月31日までとする（ただし、2年ごとの更新により継続使用できることとする）。

（利用料の負担）

第8条 利用者は、国立大学法人大阪大学諸料金規則に定める利用料を、大阪大学が発行する請求書に基づき、本学が指定する日までに支払わなければならない。

（損害の弁償）

第9条 やむを得ない事情により利用者に損害が生じた場合であっても、機構及び大阪大学はその責を負わない。

（秘密の保持等）

第10条 機構及び利用者は、機器利用の際に知り得た相手方の情報、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

（データの取扱等）

第11条 機構及び大阪大学は、機器の使用条件について保証するが、得られたデータの品質を保証するものではない。

2 学外者利用による測定・解析データの取扱いに関し留意すべき事項等を以下のとおり定める。

（1）依頼分析終了後のデータについては、データの漏洩等の防止のため、利用終了後、分析担当者が責任を持って速やかに復元不可能な状態に消去するものとする。

（2）測定後のデータを持ち帰る場合は、機器管理責任者が許可した記録メディアを使用すること。また、測定データを記録メディアに保存後、原本のデータは削除すること。

（3）機構では、データの漏洩等のリスクに対して、合理的かつ厳正な安全対策を講じているところであり、機構の責に帰すべからざる事由を原因とするデータの漏洩等に関しては、機構では責任を負いかねること。

3 機構名及び大阪大学名の使用にあたっては、「国立大学法人大阪大学における名義及び学章の使用に関する規程」第6条、第7条及び第13条の規定に基づき、教育、学術、文化及び地域の発展の向上に寄与するものについて使用することができるものとし、営利目的で使用してはならない。ただし、別に定める手続を経て許可された場合に限り、本学の名義等を使用することができる。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、機構の利用に関し必要な事項は、部門長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規、令和５年４月１日から施行する。
- 2 大阪大学科学機器リノベーション・工作支援センター阪大研究基盤共用機器学外者利用要項（令和２年４月１日制定）は、廃止する。